

【基本理念】

つながる人の“みや”が支える 未来を拓く子どもの育ち

【基本目標】

I 次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現

詳しくは、資料4 参照

《施策指標(アウトカム指標)》

◇市民意識調査の満足度

・児童健全育成環境の充実

【目標】児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、さまざまな人との関わりの中で、意欲を持って、健やかに育っていると感じる市民の割合を高める。

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| H21 基準値 | 19.0% | H26前期目標値 | 30.0% |
| H25 現状値 | 28.5% | H31後期目標値 | 36.0% |

・青少年の社会的自立の促進

【目標】青少年が社会の中で責任や役割を自覚し、主体的に活動していると感じる市民の割合を高める。

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| H21 基準値 | 26.1% | H26前期目標値 | 37.0% |
| H25 現状値 | 22.8% | H31後期目標値 | 32.0% |

◇成果指標

・青少年の総合相談や関係機関との連携により「就労に結びついた人数」総合相談を通じて「就労に結びついた人数」のほか、関係機関との連携の結果、関係機関を通じて「就労に結びついた人数」を正確に把握できるよう、関係機関とのネットワーク機能を強化する。

【目標】悩みや問題を抱える青少年が社会的自立に向け一歩を踏み出す割合を高める。

| | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| H20 基準値 | 8人 | H26前期目標値 | 30人 |
| H25 現状値 | 11人 | H31後期目標値 | 30人 |

【基本施策】

1. たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|-------------|------------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| 宮っ子ステーション事業 | 実施か所数 | 3か所 | 47か所 | 66か所 | 66か所 |
| 青少年の総合相談事業 | 相談件数 | 295件 | 1,621件 | 660件 | 1,700件 |
| | 就労に結びついた人数 | 8人 | 11人 | 30人 | 30人 |
| キャリア教育の充実 | 将来の進路や職業に希望を持って学習している中3生徒の割合 | | 79.4% | | 85.0% |

「課題のまとめ」や部会における検討から改定プランへの反映
※下線部：改定プランへの反映

【施策の方向】(達成されたときの状態)

※下線部 改定プランにおける変更点

【対応する課題】

【施策事業】

●重点事業：基本施策の目標達成に向け、特に効果が高い事業
○主要事業：各子ども・子育て施策のうち、本計画を構成する事業として取り組むもの

◇改定プラン掲載事業

【新】新規事業 【拡】拡充事業

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

(1) 子どもの健全育成環境の充実

子どもたちが人間性や社会性を身に付け心豊かでたくましく成長できるよう、様々な直接体験活動の促進や自己肯定感の醸成につながる、居場所や地域活動など、子どもの健全育成環境の充実のための取組を推進します。

・地域等と連携した様々な体験活動の場
・安全・安心な子どもの放課後の居場所の確保
・地域の大人が見守る中、子どもたちが自由に活動できる居場所
・心豊かな成長
⇒自己肯定感の形成支援
自己形成過程における家族観・結婚観の醸成

- 【拡】宮っ子ステーション事業
- 中高生と乳幼児のふれあい交流事業
- 青少年の居場所づくり事業
- 宮っ子の誓い活用促進事業
- 高校生への読書活動支援事業
- 青少年・青年地域リーダー養成事業
- 【新】青少年の自己形成支援の推進事業

子どもの貧困問題

(2) すべての子どもが基礎的な学力を身につけるための学びの支援や家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等の推進

すべての子どもが学校教育における基礎的な学力を身につけ未来に向かって力強く歩み続けられるよう学びの支援に努めるとともに、家庭の経済状況等に左右されないよう教育の機会均等を図るための支援を推進します。

・「中1ギャップ」(※1)の解消
・「小1プロブレム」(※2)の解消
・基礎基本の定着と学力の向上
・子どもの貧困問題の解消
⇒対策、家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等の確保

※1 小学生から中学1年生に進級した際に感じる心理や学問、文化的ギャップとそれによるショック
※2 小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かないなど学校生活になじめない状態が続くこと

- 小中一貫教育と地域学校園の推進
- 幼保小連携による交流事業
- 少人数指導・習熟度別学習の推進
- 奨学金貸付事業等
- ◇【拡】生活困窮世帯等への学習支援事業
- 【新】子どもの貧困対策推進事業

若者の社会的自立の支援促進

(3) 若者の社会的自立に向けた支援の充実

若者が社会の一員として自立できよう、自立に困難を抱える若者の就労等社会的自立に向けた支援の推進に努めます。

・青少年の相談体制の充実のための取組
・支援促進のための関係機関・団体の連携
⇒コーディネート機能の充実
・青少年の勤労観・職業観の育成支援
・青少年の就労支援

- 青少年の総合相談事業
- キャリア教育の充実
- ◇職業体験ギザみや
- 若者自立支援合同相談会
- 資格取得講座
- ◇就職支援セミナー
- ◇就職相談
- ◇就職困難者雇用奨励制度
- 非行防止講演会の開催
- 【新】社会的自立支援強化に向けた関係機関等コーディネート事業

すべての子育て家庭の乳幼児期から学童期までの切れ目のない子育てサービス
 妊娠・出産の希望がかなうこと

2. 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|-------------|--------------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| こんにちは赤ちゃん事業 | 訪問面接率（訪問して面接を実施した実件数／出生数） | 81.0% | 90.8% | 100% | 100% |
| 養育支援訪問事業 | 適切な養育が確保されるか他の子育てサービスにつなげられた割合 | — | 100% | 100% | 100% |

【施策の方向】

- (1) 乳幼児期において、子どもの成長や家庭の状況などに合わせた支援の充実
 子どもたちが、丈夫な身体をつくり豊かな心を育むため、子どもの心身の状況や養育環境など一人ひとりに適した相談・支援ができるような体制の充実と子どもの健康支援の充実を図ります。
- (2) 学童期や思春期において、将来を見据える健康づくりを支援
 学童期や思春期の子どもたちが将来にわたり心身ともに自らの健康の保持増進が図れるように支援します。

【対応する課題】

- 子育てに関する心理的負担・体力的負担の軽減
- 子ども一人ひとりに適した支援
- 健全な心と身体の形成、人間性豊かに育つ環境づくり
- 子どもの健康支援
- 将来の身体の健康に向けた取組
- いのちの大切さを伝える取組の強化
- 妊娠・出産の希望がかなう環境づくり
- 思春期の心の健康づくりの取組

【施策事業】

- こんにちは赤ちゃん事業
- 養育支援訪問事業
- 乳幼児健康診査
- 子どものむし歯予防事業
- 保育所・幼稚園における食育の推進
- 予防接種の実施
- こども医療費助成
- 小児救急医療体制の確保
- 体力向上に関する指導の充実
- 薬物乱用防止
- 喫煙防止普及啓発事業
- アルコールに関する健康教育
- 学校教育における食育の推進
- ◇ 家庭・地域における生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の推進
- 【拡】性と健康に関する思春期の健康教育
- 性教育サポート事業
- エイズ・性感染症予防の普及啓発及び検査相談事業
- デートDV防止のための啓発

3. 障がいのある子どもの健やかな育ちと子育てを支援します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|-----------|--------|---------|---------|-----------|-----------|
| 発達支援児保育事業 | 実施保育園数 | — | 43園 | — | 全園 |

- (1) 子どもの将来の自立に向けた早い時期からの適切な支援の推進
 疾病や障がいを出来るだけ早期に発見し、その持てる能力や可能性を伸ばしていきけるよう将来の自立と自己実現に向けた発達支援を推進します。
- (2) 子どもや家庭にとって身近な地域における支援の推進
 身近な地域において充実した生活を送ることが出来るよう、子どもの育ちの基礎となる家族も含めた総合的な支援を推進します。
- (3) 子どもの成長段階で支援が途切れない関係機関の連携による一貫した支援の推進
 育ちの場や支援を中心的に行う者の変化により支援の一貫性が途切れないよう、子どもの成長段階に応じて関係機関が連携し一貫した支援を推進していきます。
- (4) 社会全体での障がい理解に向けた支援の充実
 子どもを取り巻く身近な地域の人々が障がいについて正しく理解し、子どもの支援に携わる人々が専門性を高め子どもに還元されるよう、社会全体に対する障がい理解に向けて啓発や人材育成の支援を充実します。

- 障がいの早期発見・早期支援
- 診療・療育・教育による支援
- 障がい者・家族の高齢化
- 障がいの重度化
- 幼稚園・保育所における支援の充実
- 放課後・長期休暇時の支援の充実
- 地域における支援の充実
- 家族への支援の充実
- 乳幼児から学校卒業後までの途切れない支援
- 発達支援に係る啓発と人材育成
- 障がいのある子とない子の交流
- H28.4 障がい者差別解消法施行（予定）

- ここ・ほっと巡回相談事業
- 子ども発達相談室
- 早期療育支援事業（カンガルー教室）
- 【拡】総合的な相談体制の整備
- 重度心身障がい児プール活動支援事業
- 通園（かすが園・若葉園）事業
- 障がい児療育事業
- 学校生活への適応支援の充実
- 【拡】発達支援児保育事業
- 日中一時支援（放課後支援型）事業
- 重症障がい児医療的ケア支援事業
- 障がい児の家族支援
- ◇ 身近な地域で支援が受けられる体制の整備
- ◇ 保育所等訪問支援事業
- 発達支援ネットワーク推進事業
- ここ・ほっと交流事業
- 障がいへの理解を促進する普及・啓発事業

II 妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

《施策指標(アウトカム指標)》

◇市民意識調査の満足度

- 子育て支援の充実
- 【目標】すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを産み育てていると感じる市民の割合を高める。

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| H21 基準値 | 25.2% | H26前期目標値 | 37.0% |
| H25 現状値 | 26.1% | H31後期目標値 | 34.0% |

◇成果指標

- 育児休業の取得率（市内事業所，労働条件調査）
取得率について正確に把握するため，休暇時間や出産の期間を明記して限定するなど設問を改善する。
【目標】男女が子育てと仕事を両立しながら就業している割合を高める。

| | | | |
|---------|----------------------|----------|-----------------------|
| H21 基準値 | 男性 4.4% 女性 83.3% | H26前期目標値 | 男性 7.0% 女性 100.0% |
| H24 現状値 | 男性 4.8% 女性 102.8% | H31後期目標値 | 男性 13.0% 女性 100.0% |

- 待機児童数
希望した時期に保育所に入所できることは最も重要な子育て支援であることから引き続きの目標とする。
また，年間を通じた待機児童0人を目指し，10月1日現在の待機児童数を「補完指標」とする。
【目標】希望した時期に保育所に入所できている。（4月1日現在）

| | | | |
|---------|--------------------------------|----------|--------------|
| H21 基準値 | (4月1日現在) 33人 (10月1日現在) 114人 | H24前期目標値 | 0人 実績 93人 |
| H25 現状値 | (4月1日現在) 0人 (10月1日現在) 78人 | H31後期目標値 | 0人 0人 |

子育てと仕事の両立支援のより一層の推進

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」を推進します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|-------------------------|--------|---------|---------|-----------|--|
| ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布 | 配布部数 | — | 2,370部 | 2,000部 | <H29 目標値> 2,400部 ※第3次男女共同参画行動計画の目標 |
| 男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施 | 表彰事業者数 | — | 42社 | 2社 | 2社 |

【施策の方向】

- 企業等における働きやすい職場環境づくり促進の支援
子育て家庭が，仕事と家庭生活のバランスをとりながら，安心して子育てができる職場や家庭の環境づくりが促進されるよう，企業における働きやすい職場環境づくりを支援します。
- 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画促進の支援
女性が就労を継続しながら安心して妊娠・出産できるよう，勤労者等の意識啓発や男性の家庭参画促進などを支援します。
- 【新】結婚活動の支援
結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら，仕事も責任も分かち合い，共生できる社会を実現できるよう，結婚活動を支援する。

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

【対応する課題】

- 企業における「仕事と家庭生活の両立支援」の環境づくり（労働者が希望どおり仕事や家庭生活に参画できる職場環境づくりの促進）
- 妊娠・出産後も就業し続けられる支援・意識啓発
配偶者や家族の協力，男性の積極的な家庭参画の促進
- 結婚を希望する者の希望がかなう支援
少子化対策としての結婚からの支援

【施策事業】

- ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの作成・配布
○企業啓発セミナーの開催
●男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施
○労働環境啓発冊子の作成・配布
- 労働環境啓発冊子の作成・配布（再掲）
○勤労者向けワークライフバランス啓発セミナーの実施
○男性の家庭参画の促進
- ◇結婚活動を支援する情報提供
◇結婚観の醸成につながる意識啓発・自己啓発事業
○【新】家族観や結婚観を醸成するための事業（再掲）

【現状・データ等】

- 希望はプライベート時間の優先の割合が高いが，現実にはプライベート時間の優先割合は低く，仕事時間の優先割合が高い。
⇒自らの希望に沿って仕事やプライベートなどの参画し，好循環を生み出す環境づくり
- 出産前後に離職した人の約5割が「保育サービスや職場の環境が整っていれば就労を継続」
- 女性正社員の就業継続の状況
出産後も継続就労する割合：平成20年度は約4割，平成25年度は約5割⇒増加したが，未だ低い状況
妊娠や出産を契機に退職する割合：平成20年度は約3割，平成25年度は約2割⇒減少はしたが依然として妊娠・出産を契機に退職している状況
- 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日あたり）の国際比較
日本 1.07時間（うち育児0.7時間） スウェーデン 3.21時間（うち育児1.07時間）
- 男性の長時間労働（60時間/週）の状況 H24 30歳代 18.2%，40歳代 17.5%
- 女性の就業状況は依然としてM字曲線
- 未婚化・非婚化の進行，晩婚化・晩産化の進行
- 女性活用政策，企業による「女性登用」の促進

すべての子育て家庭の乳幼児期から学童期までの切れ目のない子育てサービス

5. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|-------------------|-----------|---------|---------|-----------|-------------------------|
| 教育・保育サービスの供給体制の確保 | 量の見込み/確保量 | — | — | — | 「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて検討中 |
| 子どもの家・留守家庭児童会事業 | クラブ数 | 69クラブ | 82クラブ | 96クラブ | 163クラブ |

【施策の方向】

- (1) 待機児童の早急な解消
すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、保育所等における教育・保育サービス量の確保を図り、待機児童の解消に努めます。
- (2) 教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進
保育士等の資質・専門性の向上や、保育所の運営面においても改善を図り、教育・保育サービスの向上に努めます。
- (3) 子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実
保護者の就労形態や家庭の状況に応じた、多様な保育サービスの充実に努めます。

【対応する課題】

- ・保育所、認定こども園などの**教育・保育サービスの量の確保**
- ・量の確保と併せた子どもの健やかな発達や健康支援のための質の向上
- ・子育てと仕事の両立、多様なニーズに応える
・**小学校4年生以降の放課後の安全・安心な居場所**
・「小1の壁」(※3)の解消

※3 保育園時代は夜まで延長保育があったのに対して、小学生になった子どもを預かる学童保育では夜の延長保育がないために、働き方の変更を見直す必要がある仕事と子育ての両立に関する問題

【施策事業】

- 教育・保育サービスの供給体制の確保
◇**保育士確保の推進**
- 教育・保育の質に関する評価受審等の促進
○保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実
◇**認可外保育施設の質の向上(保育従事者の研修)**
- 一時預かり事業
○延長保育事業
○病児保育事業
●**【拡】子どもの家・留守家庭児童会事業**
○子育て支援短期入所事業(ショートステイ)

妊娠・出産に対する不安や負担の軽減

6. 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|----------|-----------------|---------|---------|-----------|-----------|
| 妊婦一般健康診査 | 受診票利用率(利用数/交付数) | 56.0% | 84.3% | 100.0% | 90.0% |

- (1) 妊娠初期の健康管理から産後のケアまで健康支援の推進
妊娠・出産に対する身体的・経済的不安などを取り除き、安心して子どもを産み育てることが出来る環境をつくるため、妊娠中や産後の健康支援を推進します。
- (2) 妊娠に関する正しい知識の普及啓発
妊娠・出産の希望がかなうよう、計画的な妊娠への支援を推進します。
- (3) 子どもを望み、不妊に悩む夫婦に対する支援
妊娠・出産の希望がかなうよう、不妊に悩む夫婦に対する経済的負担等の軽減に努めます。

- ・妊娠の経済的負担の軽減
・母子の健康管理と保持増進
・安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくり
- ・低出生体重児の増加、低出生体重児を減らす取組
⇒**妊娠に関する正しい知識(妊娠適齢期、不健康やせ、禁煙対策など)の普及啓発**
- ・不妊治療実施件数の増加
・不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減

- 妊婦一般健康診査
○母子健康手帳の交付と母子保健・子育て情報の提供
○ママパパ学級
○一般健康相談
○妊産婦歯科健康診査
○妊産婦医療費の助成
○こんにちは赤ちゃん事業(再掲)
- 【拡】性と健康に関する思春期の健康教育(再掲)**
○性教育サポート事業(再掲)
○一般健康相談(再掲)
- 不妊治療費助成
○一般健康相談(再掲)

妊娠・出産の希望がかなうこと

【現状・データ等】
 ・子どもの数の理想は3人、予定は2人。理由は「出産・育児の心理的・体力的負担が大きい」
 ・妊娠中の受動喫煙への配慮に不満が約4割、育児期間中の父親の自宅での喫煙率増加
 ・ママパパ学級を利用したことのある者の割合は約5割
 ・妊産婦死亡率・周産期死亡率・十代の人工妊娠中絶実施率の低下
 ・母親の平均出産年齢の高齢化、比例して不妊治療実施件数の増加
 ・低出生体重児の割合増加
 ・思春期やせ症の減少、不健康やせの増加

生活基盤安定のための就労支援の充実

7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|--------------|--------|---------|---------|-----------|-----------|
| 就労に向けた総合的な支援 | 就業実績件数 | 15 件 | 97 件 | 25 件 | 165 件 |

【施策の方向】

- (1) 生活基盤の安定のための「就労支援」の充実
ひとり親家庭が自立した生活ができるよう、早期の就労に結びつく支援の実施や、就労に結びつきやすく、安定した収入が得られる資格取得を支援し、一人ひとりのニーズにあった就業支援の充実を図ります。
- (2) 子育てと仕事の両立のための「子育てや生活面での支援」の充実
ひとり親家庭が安心して子育てと仕事が両立できるよう、子どもの成長に合わせた利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。
- (3) 支援策の利用促進のための相談機能の充実や情報提供等の取組の推進
各種施策・制度について、必要とする人に情報が行き渡るよう、総合的な相談や様々な場面での情報提供など取組の充実を図ります。

【対応する課題】

- ・生活基盤の安定、子どもの貧困問題の解消（親の就労支援）
⇒早期の就労に結びつく支援
・就労に有効なスキル・資格取得の支援
- ・子どもの成長に合わせた生活面での支援
・就職活動時や就労時等の子育て支援
- ・総合的に相談できる場所の整備
・様々な場面での情報提供

【施策事業】

- 就労に向けた総合的な支援
 - 【新】効果的な経済的支援の実施
 - 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - 事業主に対する啓発、雇用の促進
 - 【拡】企業との連携による就労支援事業
 - 【拡】自立支援給付金の支給
 - ◇ 就職困難者雇用奨励制度
 - 【新】就労までの支援の整備
- 保育所優先入所の実施
- 【拡】日常生活支援事業
- 【拡】子育てサービス利用に対する支援の整備
- 母子生活支援施設入所
- 身元保証人確保対策事業
- 市営住宅の優先措置
- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- 養育費確保のための行政機関、関係団体による啓発、情報提供
- 母子・父子自立支援員による生活・就業等相談
- 【拡】各種施策・制度の情報提供
- 母子寡婦福祉団体の自立的経営のための支援

III 地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現

《施策指標(アウトカム指標)》

◇市民意識調査の満足度

・学校・家庭教育支援の充実

【目標】学校や家庭などが連携し、地域をあげて子どもの育成に関わっていると感じる市民の割合を高める。

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| H21 基準値 | 25.9% | H26前期目標値 | 38.0% |
| H25 現状値 | 31.0% | H31後期目標値 | 40.0% |

・子どもへの虐待防止対策の強化

【目標】虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしていると感じる市民の割合を高める。

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| H21 基準値 | 14.5% | H24前期目標値 | 26.0% |
| H25 現状値 | 17.4% | H31後期目標値 | 25.0% |

・非行・問題行動の未然防止

【目標】青少年が非行や問題行動を起こすことなく、健全に生活していると感じる市民の割合を高める。

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| H21 基準値 | 19.8% | H24前期目標値 | 32.0% |
| H25 現状値 | 24.6% | H31後期目標値 | 34.0% |

◇成果指標

・児童虐待発生件数

子どもの人権が尊重され、児童虐待のない社会の実現を目指すことから、引き続きの目標とする。なお、「補完指標」として、「児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合」を加える。

【目標】家庭や地域の養育力が向上することにより、児童虐待の未然防止が図られ、家庭児童相談室において取り扱う新たな児童虐待件数が減少する。

・児童虐待発生件数

| | | | |
|---------|------|----------|-----|
| H20 基準値 | 82 件 | H26前期目標値 | 0 件 |
| H25 現状値 | 80 件 | H31後期目標値 | 0 件 |

・児童虐待取扱件数に対する終結件数(※)の割合

| | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 基準値 | H23 44.9% | H26前期目標値 | — |
| H25 現状値 | 47.1% | H31後期目標値 | 60.0% |

※終結件数：長期間の指導支援が必要な虐待対応の中で養育環境の改善などにより再発の恐れがなくなり、継続的な状況確認や直接指導などを終了すること。

すべての子育て家庭の乳幼児期から学童期までの切れ目のない子育てサービス

家庭や地域における養育力の向上支援

8. 家庭や地域における養育力の向上を支援します

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|-------------------------|-------------|---------|---------|-----------|-------------------------|
| ファミリーサポートセンター事業 | 会員数 | 1,777 人 | 2,375 人 | 2,000 人 | 3,850 人 |
| 子育てサロン (地域子育て支援拠点事業) | 登録者数 | — | — | — | 「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて検討中 |
| ふれあいのある家庭づくり事業 | 作品コンクール応募点数 | 482 点 | 848 点 | | 1,200 点 |
| 児童虐待未然防止等推進事業 | 連絡体制整備地区数 | 7 地区 | 30 地区 | 39 地区 | 39 地区 |

【施策の方向】

(1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進

地域における子育て資源を活かして多世代で子育てに関わることを通して、地域で子どもを育てる意識の醸成や健全育成のための環境浄化など、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える環境づくりの推進に努めます。

(2) 身近なところでの相談支援体制の充実及び効果的な情報の発信

総合的な相談・支援や情報の提供により、安心して子どもを生み、育てる環境づくりを推進するとともに、各種相談・情報提供事業の効果的な推進に努めます。

(3) 「家庭」における養育力の向上

子どもの養育の基本は「家庭」にあることから、家庭の絆づくりや親力の向上に努めます。

(4) 子どもの権利を守る環境づくり

子どもの人権が尊重され、子どもたちが幸せに暮らせるよう、子どもの権利を尊重する環境づくりや、増加傾向にある児童虐待を防止するための総合的な支援の充実を努めます。

【対応する課題】

・子育ての心理的・身体的負担の軽減
・地域における子育て支援の展開
・非行や不良行為の未然防止のための継続的な取組
・経験豊かな高齢者等地域の人材活用や世代間交流

・子育ての心理的・身体的負担の軽減
・地域における子育て支援の充実や各支援事業の効果的な情報提供

・家庭における絆づくり
⇒自己形成過程における家族観・結婚観の醸成
・家庭教育の充実のための支援

・児童虐待の未然防止のための継続的な取組
・いじめのない環境づくりへの継続的な取組
・すべての子どもの権利が尊重される環境づくり

【施策事業】

●ファミリーサポートセンター事業
●子育てサロン(地域子育て支援拠点事業)
○市民総ぐるみ環境点検活動
○なかよしクラブ事業
○宮っこフェスタの開催
○魅力ある学校づくり地域協議会の活動の充実
○青少年巡回指導活動
○青少年育成団体への支援
○青少年育成のための指導者育成事業

○子ども総合相談
○子育て情報提供事業
◇利用者支援事業
○家庭児童相談室
○子ども情報センター事業
○教育相談事業

●ふれあいのある家庭づくり事業
○【新】家族観や結婚観を醸成するための事業
◇結婚観の醸成につながる意識啓発・自己啓発事業(再掲)
◇結婚活動を支援する情報提供(再掲)
○宮つ子ふれあいブック事業
○家庭教育講座の充実
○家庭教育サポーターの養成
○男性の家庭参画の促進(再掲)

●児童虐待未然防止等推進事業
○子どもの権利についての普及・啓発
○児童虐待防止等ネットワーク会議
○いじめゼロ運動の推進
○障がいへの理解を促進する普及・啓発事業(再掲)
○「ネットいじめ等パトロール・相談事業」の推進(再掲)

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

9. 子どもが安全・安心に暮らせる環境を整えます

《重点事業・指標》

| 重点事業名 | 指標 | H20 基準値 | H25 現状値 | H26 前期目標値 | H31 後期目標値 |
|----------|---------|---------|---------|------------|-----------|
| 赤ちゃんの駅事業 | 民間施設設置数 | — | 125 施設 | (参考) 90 施設 | 150 施設 |

【施策の方向】

(1) 子育てバリアフリーに向けた取組の推進

子育て家庭が安心して快適に生活が送れるよう、公共施設や交通環境などの公共的空間のバリアフリーの推進や外出支援、中心市街地への居住の推進を図ります。

【対応する課題】

- ・子ども・子育て家庭の安心のための環境づくり
- ・子育てしやすい住居や環境面の充実

【施策事業】

- 赤ちゃんの駅事業
- 公共建築物のバリアフリー
- 道路のバリアフリー
- 公園のバリアフリー
- 公共交通手段のバリアフリー
- ◇若年夫婦・子育て世帯家賃補助制度

(2) 子どもの安全を守る取組の推進

子どもが高い交通安全意識を持てるよう、交通安全教育や啓発などを行うとともに、子どもたちが巻き込まれる事件や事故が多発していることから、交通安全・防犯対策の推進を図ります。

- ・子どもの安全のための環境づくり
- ・子どもを取り巻く犯罪・事故の撲滅

- 不審者や災害等に関する安全教育の充実
- 交通事故防止に関する指導の充実
- スクールガード体制の充実
- 犯罪発生情報の提供と防犯対策の普及
- 自主防犯活動の連携・協力の促進
- 防犯灯の設置促進
- 交通指導員による交通安全指導
- 交通安全教室の開催
- 「ネットいじめ等パトロール・相談事業」の推進